

4. 商品券の利用対象にならないもの

- ①現金及び他の商品券、電子マネー、図書券など換金性があり広域的に流通しうるもの、また、国、地方公共団体等への支払いや公共料金（電気料・電話料・水道料・租税公課など）。
 - ②風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4号及び第5号に規定する営業にかかるもの。
 - ③事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入品等に関するもの。
 - ④特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの。
 - ⑤その他、取り扱い店が特別に指定した商品等。
- ※その他、本商品券の利用対象とならないものが追加される場合があります。

5. その他

- ①商品券の取り扱いは、取り扱い店に限定します。
- ②現金引き換えは行いません。
- ③つり銭の支払いは行いません。
- ④発行番号のない商品券は無効になります。
- ⑤盗難・紛失または滅失等に対し、発行者はその責任を負いません。

6. 取り扱い店お申込み方法

- ①申 込 方 法：上記募集要項に同意のうえ、「津山市地域商品券『石垣』取り扱い店申込書」（中面左側）に必要事項を記入し、津山商工会議所へ持参、郵送またはFAXにて提出してください。また、津山商工会議所ホームページでもお申し込みいただけます。
※FAXの場合は、必ず送信確認のお電話をお願いいたします。
- ②申込書提出先：津山商工会議所
〒708-8516 津山市山下30-9
TEL：(0868) 22-3141 FAX：(0868) 23-5356
- ③申 込 期 間：第1次申込 2020年7月3日（金）～2020年7月17日（金）
※第1次申込の期間内に申込された取り扱い店につきましては、後日発行を予定しております「取り扱い店一覧表」に記載いたします。
なお、第1次申込締切後も取り扱い店は随時募集いたします。
- ④説 明 会：同券の運用等につきまして、取り扱い店を対象とした説明会を開催いたします。
後日ご案内させていただきますので、必ずご出席ください。
- ⑤そ の 他：申込みの受付を完了した旨の連絡はいたしませんのでご了承ください。
※取り扱い店に該当しない場合は当所から連絡させていただきます。

7. 注意事項

- ①商店街・同友店会等団体名義にてお申込みをされる場合は、取り扱い可能店舗名を全てご記入をお願いします。
- ②同事業の目的外と認められる商品又はサービスは、対象外となる場合がありますのでご了承ください。

以上

取り扱い店第1次申込締切日：2020年7月17日（金）17時（必着）
※上記の締切後も取り扱い店は随時募集いたします。



津山市地域商品券

「石垣」

取り扱い店 募集のお知らせ

平素より、当所の事業に特段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、先般津山市は、新型コロナウイルス感染症の拡大により、大きな影響を受けた地域経済の再起を目的として、プレミアム付商品券の発行を発表、これを受けて津山商工会議所は、同券の販売を行うこととなりました。

つきましては、当該商品券の取り扱い店を募集いたしますので、是非お申込みいただきますよう、ご案内申し上げます。

2020年7月吉日

津山商工会議所
地域商品券発行事業事務局

【商品券発行者：津山商工会議所】

【お問い合わせ先】

津山商工会議所 地域振興課 〒708-8516 津山市山下30-9
TEL：0868-22-3141
FAX：0868-23-5356

取り扱い店第1次申込締切日：2020年7月17日（金）17時（必着）
※上記の締切後も取り扱い店は随時募集いたします。

津山市地域商品券「石垣」取り扱い店申込書

右記募集要項に同意し、津山市地域商品券「石垣」の取り扱い店に申し込みいたします。

申込日： 年 月 日

津山商工会議所 御中

事業所名 又は 代表団体名	[フリガナ]								
	印								
所在地	〒								
代表者名	[フリガナ]								
連絡先	〒		TEL:					本店	
	(所在地同じ場合は住所の記入不要)		FAX:		(担当者名)			支店	
業種									
取扱商品									
金融機関 情報 (下記の金融機関で、取り扱いのある口座の情報をご記入ください)	銀行								本店
	信用金庫								支店
	<input type="checkbox"/> 普通	口座番号							
	<input type="checkbox"/> 当座								
[フリガナ]									
[口座名義]									

《金融機関》(旧津山市内にある本支店をご記入ください)

【 中国銀行 ・ 津山信用金庫 ・ 鳥取銀行 ・ トマト銀行 ・ 山陰合同銀行 ・ 広島銀行 】

※取扱金融機関は変更になる場合がございます。ご了承ください。

◇複数店舗がある場合は下記にご記入をお願いします。

※記入欄が不足する場合は、別途名簿にてご提出いただいても構いません。

店舗名	住所
	〒 TEL ()
	〒 TEL ()

申し込みいただいた個人情報は、個人情報保護法に則り、適正に管理します。

※津山商工会議所記入欄

会員(No.)	本拠地	一覧表掲載	誓約書	取扱店コード
				No.

取り扱い店募集要項

1. 津山市地域商品券について

- ①名称：津山市地域商品券「石垣」
- ②発行総額：5億2,000万円(プレミアム分1億2,000万円含む)
- ③発行内容：額面1,000円の商品券13枚綴り1冊を10,000円で販売する。
- ④販売方法：購入希望者は事前に申込用紙で応募。
応募者多数の場合、抽選の上当選者に引換券を送付する。
- ⑤商品券有効期間：2020年9月中旬～2020年12月末日
- ⑥換金期限：2021年2月1日(月)まで
- ⑦購入限度額：1人あたり30,000円以内

2. 取り扱い店について

- ①取り扱い店：旧津山市内に本拠があること、または長年にわたり地域社会へ貢献してきた事業所であること(津山商工会議所の会員や、地域行事への継続的な協賛など貢献実績のある事業所等)。
- ②以下の(1)～(4)に該当する事業者を除いたものとする。
 - (1)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第4号及び第5号に規定する営業を行っている事業者
 - (2)特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
 - (3)下記[4.商品券の利用対象にならないもの]に記載の取引、商品のみを取り扱う事業者
 - (4)役員等が暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)、暴力団員(同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者に該当する事業者
 - (5)その他、本事業の趣旨・目的に照らして適当でないと発行者が判断する事業者

3. 取り扱い店の責務

- ①商品券換金時の手数料は発行者にて負担いたしますが、発行者が指定する換金事務取り扱い金融機関に取り扱い口座が無い場合は、新しく開設していただきます。
- ②取り扱い店であることが明確になるよう、発行者が指定するポスター等を利用者がわかりやすい場所に掲示してください。
- ③利用者が持ち込んだ商品券は、受け取る前に問題ないかを確認してください。偽造防止ホログラムがない、色合いが明らかに違うなど、偽造された商品券と判別できる場合は、商品券の受け取りを拒否するとともに、その事実を速やかに発行者まで報告してください。
- ④商品券を受け取った時は、他店ででの再使用を防止するため裏面の所定欄に取り扱い店名を記入することとし、既に取り扱い店名の記入がある場合は、使用できないので注意してください。
- ⑤商品券の売買は行わないでください。
- ⑥利用者から受け取った商品券の紛失や盗難、換金期限切れ等による損失は取り扱い店の責任となりますのでご注意ください。

裏面に続く